

2025 年 5 月 26 日

各 位

株式会社 北陸銀行

大口定期預金の期限前解約利率改定のお知らせ

ほくほくフィナンシャルグループの北陸銀行（頭取 中澤 宏）は、自由金利型定期預金（大口定期預金）の期限前解約利率を変更しますので、下記のとおりお知らせいたします。
これに伴い、定期預金規定を改定いたします。

記

1. 改定日

2025 年 6 月 2 日（月）

2. 改定内容

改定日以降に新規でお預け入れいただく大口定期預金、および改定日以降に満期日が到来し自動継続される大口定期預金については、別紙 1 の「変更後」の定めが適用されます。

改定日以前にお預け入れいただいた満期日の到来していない大口定期預金については、別紙 1 の「現在」の定めが適用されます。

改定の詳細内容は、別紙 2 の新旧対照表をご確認ください。

※大口定期預金とは、預入額が 1,000 万円以上の定期預金を指します。

※期限前解約利率とは、定期預金を満期日前に解約する場合に適用する利率を指します。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行営業企画部 営業統括グループ

総合事務部 事務管理グループ

TEL(076)423-7111



北陸銀行

【別紙 1】

(1) 変更後

下表「中途解約利率一覧表」に基づく約定期間・預入期間に応じて算出される利率

※ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。

「中途解約利率一覧表」 (A…約定利率、 B…解約日の普通預金利率)

約定期間 預入期間	3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年
6 か月未満	B	B	B	B	B	B	B	B	B
6 か月以上	A×50%	A×40%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%
1 年以上	A×70%	A×50%	A×20%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%
1 年半以上	A×70%	A×60%	A×20%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%	A×10%
2 年以上	A×70%	A×70%	A×30%	A×20%	A×20%	A×20%	A×20%	A×20%	A×10%
2 年半以上	A×70%	A×90%	A×30%	A×20%	A×20%	A×20%	A×20%	A×20%	A×10%
3 年以上		A×90%	A×50%	A×40%	A×30%	A×30%	A×30%	A×30%	A×20%
4 年以上			A×70%	A×50%	A×40%	A×40%	A×40%	A×40%	A×30%
5 年以上				A×70%	A×50%	A×50%	A×50%	A×50%	A×40%
6 年以上					A×70%	A×60%	A×60%	A×60%	A×50%
7 年以上						A×70%	A×70%	A×70%	A×60%
8 年以上							A×80%	A×80%	A×70%
9 年以上								A×80%	A×80%

※約定期間は、お預入日から満期日までの期間を指します。

預入期間は解約日までの実際の預入期間を指します。

(2) 現在

右記の①、②のうち いずれか低い利率	① 上表「中途解約利率一覧表」に基づく約定期間・預入期間に応じて算出 される利率
※ただし、0 %を 下限とする。	② 次の計算式により算出される利率 $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
	※基準利率 …… 当初満期日まで再預入するとした場合に適用される 解約日当日の所定の利率

自由金利型定期預金規定(一般・自動継続) 新旧対照表

(下線部分が変更部分)

改 正 後	現 行
自由金利型定期預金規定 1. (預金の支払時期) (1) この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。 (2) この預金は、あらかじめ申出がある場合は、通帳または証書表面記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。 (3) 証書扱の場合、前項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および通帳または証書表面記載の利率（以下「約定利率」といいます）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます）を、利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以降にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。	自由金利型定期預金規定 1. (預金の支払時期) (1) この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。 (2) この預金は、あらかじめ申出がある場合は、通帳または証書表面記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。 (3) 証書扱の場合、前項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。 2. (利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および通帳または証書表面記載の利率（以下「約定利率」といいます）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます）を、利息の一部として、中間利払日に指定口座へ入金します。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以降にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

改 正 後	現 行
(3) この預金を定期預金共通規定第 10 条第 1 項、同第 4 項または同第 5 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます）および別に定める「自由金利型定期預金期限前解約利率算出表」の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、解約日における普通預金利率を下限とします）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。 3.（預金の解約、書替継続） この預金を第 1 条第 2 項の満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 4.（定期預金共通規定の適用） この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。 以 上	(3) この預金を定期預金共通規定第 10 条第 1 項、同第 4 項または同第 5 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます）および次の A、B のうち低い方の利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 %）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 A. 別に定める「自由金利型定期預金（M 型）期限前解約利率算出表」により計算される利率 B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。 3.（預金の解約、書替継続） この預金を第 1 条第 2 項の満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。 4.（定期預金共通規定の適用） この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。 以 上

改 正 後	現 行
自動継続自由金利型定期預金規定 1.（自動継続） (1) この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます。）表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。 2.（利息） (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳または証書表面記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます）によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます）は満期日に支払います。 (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。	自動継続自由金利型定期預金規定 1.（自動継続） (1) この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます。）表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。 2.（利息） (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳または証書表面記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます）によって計算し、満期日に支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます）は満期日に支払います。 (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

改 正 後	現 行
② 預入日の2年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。 (4) この預金を定期預金共通規定第 10 条第 1 項、同第 4 項または同第 5 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます）および<u>別に定める「自由金利型定期預金期限前解約利率算出表」の預入期間に応じた利率</u>（小数点第 4 位以下は切捨てます。<u>また、解約日における普通預金利率を下限とします</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 (5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。 3.（定期預金共通規定の適用） この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。 以 上 (2025年6月2日現在)	② 預入日の2年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。 (4) この預金を定期預金共通規定第 10 条第 1 項、同第 4 項または同第 5 項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます）および<u>次の A、B のうち低い方の利率</u>（小数点第 4 位以下は切捨てます。<u>ただし、B の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 <u>A. 別に定める「自由金利型定期預金（M 型）期限前解約利率算出表」により計算される利率</u> <u>B. 約定利率</u> $= \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <u>なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書表面記載の満期日（継続した日はその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</u> (5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。 3.（定期預金共通規定の適用） この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。 以 上 (2020年4月1日現在)

改 正 後	現 行
<u>自由金利型定期預金期限前解約利率算出表</u> <u>1. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×50% ③1年以上3年未満 約定利率×70% <u>2. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥2年6か月以上4年未満 約定利率×90% <u>3. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×10% ③1年以上2年未満 約定利率×20% ④2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥4年以上5年未満 約定利率×70% <u>4. 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上2年未満 約定利率×10% ③2年以上3年未満 約定利率×20% ④3年以上4年未満 約定利率×40%	

改 正 後	現 行
⑤4年以上5年未満 約定利率×50% ⑥5年月以上6年未満 約定利率×70% 5. 預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上2年未満 約定利率×10% ③2年以上3年未満 約定利率×20% ④3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥5年月以上6年未満 約定利率×50% ⑦6年月以上7年未満 約定利率×70% 6. 預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上2年未満 約定利率×10% ③2年以上3年未満 約定利率×20% ④3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥5年月以上6年未満 約定利率×50% ⑦6年月以上7年未満 約定利率×60% ⑧7年月以上8年未満 約定利率×70% 7. 預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上2年未満 約定利率×10% ③2年以上3年未満 約定利率×20% ④3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤4年以上5年未満 約定利率×40%	

改 正 後	現 行
⑦6年月以上7年未満 約定利率×60% ⑧7年月以上8年未満 約定利率×70% ⑨8年月以上9年未満 約定利率×80% 8. 預入日の9年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上2年未満 約定利率×10% ③2年以上3年未満 約定利率×20% ④3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥5年月以上6年未満 約定利率×50% ⑦6年月以上7年未満 約定利率×60% ⑧7年月以上8年未満 約定利率×70% ⑨8年月以上10年未満 約定利率×80% 9. 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ①6か月未満 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上3年未満 約定利率×10% ③3年以上4年未満 約定利率×20% ④4年以上5年未満 約定利率×30% ⑤5年以上6年未満 約定利率×40% ⑥6年月以上7年未満 約定利率×50% ⑦7年月以上8年未満 約定利率×60% ⑧8年月以上9年未満 約定利率×70% ⑨9年月以上10年未満 約定利率×80%	